

規制されている乱用薬物について、不正
流通の遮断及び乱用防止を推進すること
(施策番号Ⅱ-3-1)

添付資料

戦略策定に向けた3つの視点

- ・国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策
- ・未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応
- ・関係機関との連携を通じた乱用防止対策

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

＜学校における薬物乱用防止教育＞

- 関係機関が連携した薬物乱用防止教室の充実
- 指導者に対する研修会等による資質向上

＜関係機関等との連携、海外渡航者への広報＞

- 関係機関・団体と連携した広報・啓発活動
- 大麻を原材料とする食品の持ち帰りの注意喚起

＜広報・啓発の強化＞

- 科学的知見を広報・啓発資材へ反映
- 危険性等を強く印象付けられる画像等の利用

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

＜医療提供体制の強化＞

- 認知行動療法等の専門医療機関の充実
- 薬物依存症治療の従事者への研修

＜社会復帰のための指導・支援＞

- 刑事司法関係機関等による指導・支援の推進
- 依存症相談員を配置した相談拠点の設置

＜研究の推進＞

- 薬物乱用実態の研究の推進
- 治療回復プログラム等の効果検証

目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

＜捜査基盤の整備と連携強化＞

- 薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
- 合同捜査・共同摘発の推進

＜巧妙化潜在化する密売事犯等への対応＞

- サイバーパトロール等による情報収集強化
- 向精神薬悪用事例等への対応

＜未規制物質等の情報収集と迅速な規制＞

- 高度な鑑定、毒性評価、鑑定手法の研究・導入
- 関係機関間での迅速な情報共有

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

＜密輸等の情報収集・取締体制の強化＞

- 国内外関係機関と連携した早期の情報入手
- 取締りに必要な資機材の整備

＜水際と国内の関係機関が連携した取締の徹底＞

- コントロールド・デリバリー捜査の活用
- 合同捜査・共同摘発の推進

＜訪日外国人に対する広報啓発＞

- 多言語での発信による広報・啓発強化
- 国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

＜各国・地域の薬物乱用実態等の把握＞

- インターネット対策等捜査手法に係る情報収集
- 国際機関を通じた乱用薬物の情報収集

＜国際的な取締体制の構築＞

- 国際捜査共助・逃亡犯罪人引渡等の活用
- 職員の派遣等を通じた協力体制の構築

＜国際会議・国際枠組への積極的な参画＞

- アジア地域での薬物対策の協議及び知見の共有
- 国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携

厚生労働省における薬物乱用防止普及啓発活動

薬物乱用防止啓発読本

○青少年層への啓発

青少年の発達段階に応じた薬物乱用防止啓発読本を作成し、配布。

〈令和元年度実績〉

- ①小学6年生保護者向け … 134万2千部
- ②高校卒業予定者向け … 122万8千部
- ③青少年(有職・無職の未成年)向け … 19万6千部

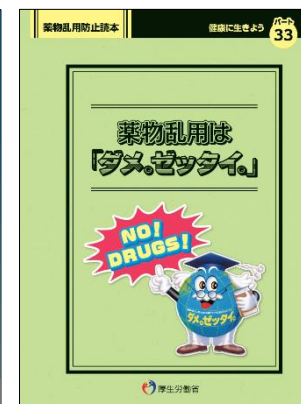
【小学6年生
保護者向け】



【高校卒業
予定者向け】



【青少年向け】



○様々な形態・媒体を通じた普及啓発の推進

小・中学校を始めとした教育機関等からの要請に基づき、薬物乱用防止教室等へ講師を派遣して、啓発を実施。また、FacebookやTwitterを活用して情報を発信。

○薬物乱用防止指導員の資質の向上

薬物乱用防止指導員や都道府県の啓発担当者等が、最新の薬物情報に基づいて薬物乱用防止の普及啓発をできるよう、全国6箇所で開催



地域における国民的啓発運動

○不正大麻・けし撲滅運動（運動期間：5月1日～6月30日）



【目的】 不正栽培と自生している大麻やけしを撲滅するため、発見、除去と大麻やけしに関する正しい知識の普及のための広報啓発

【主催】 厚生労働省、都道府県

【不正大麻・けし発見、除去本数】

令和元年度には大麻約61万本、けし約85万本を発見・除去。

○『ダメ。ゼッタイ。』普及運動（運動期間：6月20日～7月19日）



【目的】 国民の薬物乱用問題に対する認識を高め、併せて「国連麻薬乱用撲滅デー」の周知を図る

※国際麻薬乱用撲滅デー:昭和62年に開催された「国連麻薬閣僚会議」終了日

【主催】 厚生労働省、都道府県、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

【主な実施事項】 6・26ヤング街頭キャンペーン、地域団体キャンペーン

○麻薬・覚醒剤乱用防止運動（運動期間：10月1日～11月30日）



【目的】 薬物乱用による危害を広く国民に周知し、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用の根絶を図る

【主催】 厚生労働省、都道府県

【主な実施事項（令和元年度国と県の共催による地区大会）】

北海道大会、埼玉大会、静岡大会、京都大会、愛媛大会、鹿児島大会

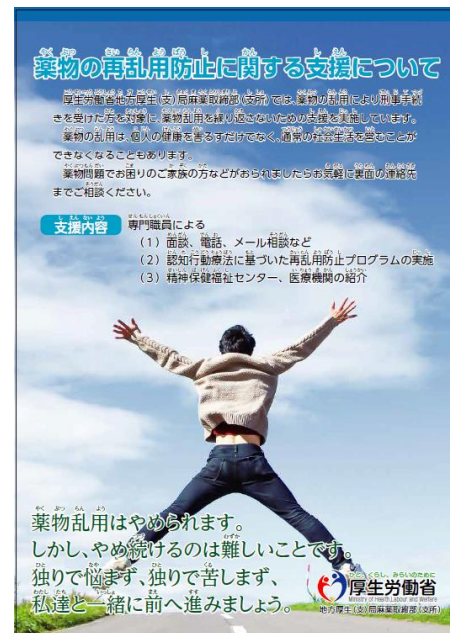
厚生労働省における再乱用防止対策

- ◆ 全国6ブロックにおいて「薬物中毒対策連絡会議」「再乱用防止対策講習会」を開催し、地域における関係機関の連携を強化。
- ◆ 再乱用防止啓発冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（通称・家族読本）を発行し、関係機関・民間自助団体等へ配布。
- ◆ 各地方厚生局麻薬取締部において、再乱用防止支援員を雇用し、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた薬物事犯者等に対する再乱用防止支援を実施。

「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（通称・家族読本）



再乱用防止対策事業



危険ドラッグ対策と指定薬物について

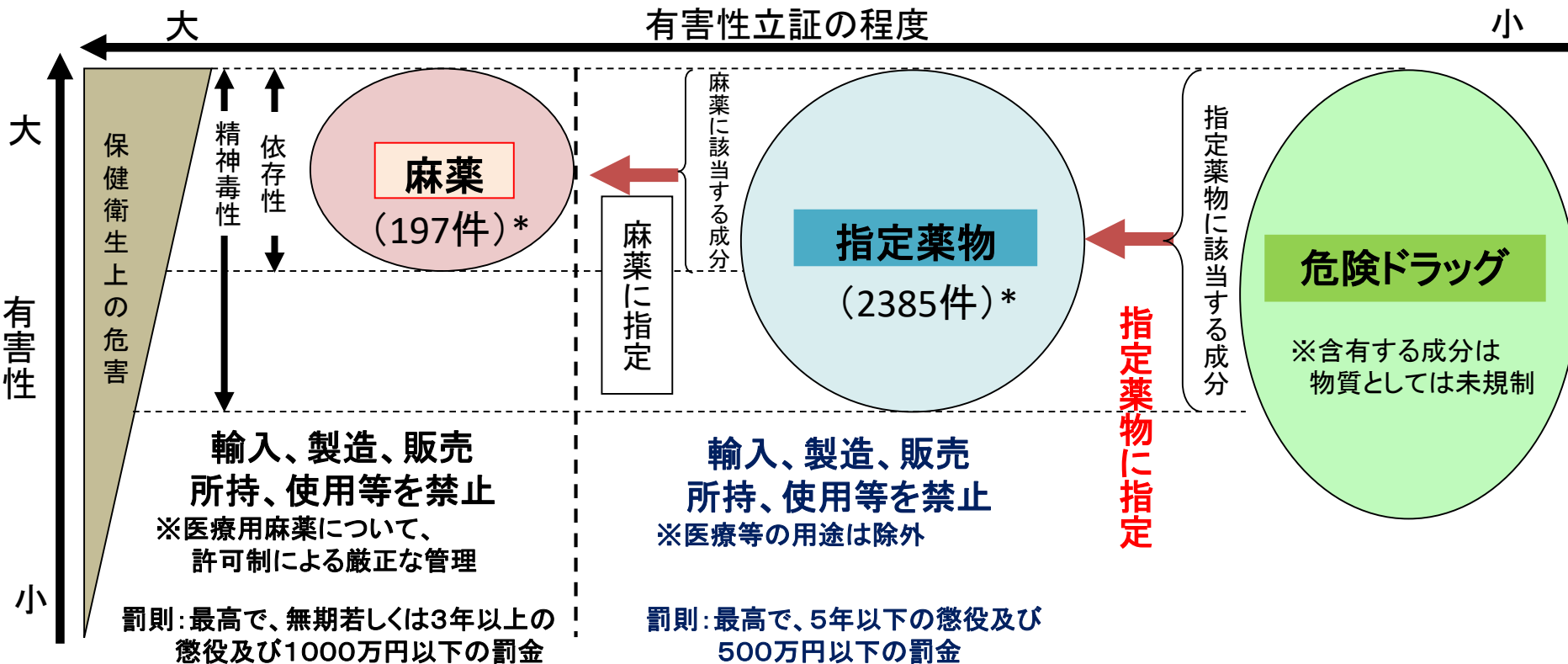
危険ドラッグ 一般に、麻薬や覚醒剤及び大麻の成分に類似した構造の未規制物質を含有し、人に使用された場合に保健衛生上の危害のおそれがあるもの。

* 令和2年3月末現在



指定薬物

精神毒性(幻覚、中枢神経系の興奮・抑制)を有する蓋然性が高く、人に使用された場合に保健衛生上の危害のおそれがある物質を指定する。
→指定された薬物について、あらかじめ定めた正当な用途以外の製造、輸入、販売、所持、使用等を規制することにより、乱用を防止



麻薬及び向精神薬取締法による規制

- 5- 医薬品医療機器法による規制

危険ドラッグ対策の現状

- 危険ドラッグ販売店舗根絶**：平成26年3月時点 **215**店舗存在 → 平成27年7月 販売店舗「**0**」
法改正を含め、様々な施策を講じ、販売店舗は、日本国内から根絶したが、他の規制薬物と同様に潜行化している。
都道府県等による継続的な監視もあり、以後、販売店舗発見の報告はない。
引き続き、ネット販売対策、水際（輸入）対策、指定薬物への迅速な指定等が求められている。

- ネット販売対策**：危険ドラッグ取引に使われていると判断されるサイトを特定し継続監視。
うち営業中と見られるサイトについて、捜査を強化していく。

309サイトに削除要請を行い、249サイトを閉鎖（平成26年12月～令和2年3月末）

- 水際（輸入）対策**：平成27年2月に、税関と危険ドラッグ輸入者への検査命令手続を決定。
平成27年4月に初の検査命令を発動。実質的に輸入を差し止め。
（令和2年3月末現在、**131件**）

- 指定薬物への迅速な指定**：指定に関する手続きを省略する等して、指定薬物へ迅速に指定。
平成26年4月時点1,370物質⇒令和2年3月末時点で**2,385物質**
（令和元年7月28日に9物質が指定薬物から麻薬に指定された）

危険ドラッグ対策の今後

○**国内の流通状況**：規制強化により、国内販売店舗は全滅したが、依然として、水際（輸入）等で指定薬物と同等以上の精神毒性を有する物質が発見される状況にある。覚醒剤に構造が類似するカチノン系やフェネチルアミン系と呼ばれる化合物、大麻成分THCに構造が類似するカンナビノイド系と呼ばれる化合物、LSDに類似する構造を有する危険ドラッグが発見されるなど、流通する薬物の傾向も変化している。

令和元年度は18物質を指定薬物に指定

○**海外の危険ドラッグの流通状況**：Methoxyacetylfentanyl、Orthofluorofentanyl、Carfentanilなど、麻薬であるフェンタニルに作用が類似する危険ドラッグが流通している。Cyclopropylfentanylなどを多量摂取することで、国外では、健康被害・死亡事例が発生しており、Cyclopropylfentanylについては、平成30年11月24日付で指定薬物に指定し、令和元年7月28日に麻薬に格上げ指定した。



上記流通状況から、販売店舗は全滅しても、依然として、危険ドラッグの脅威は残っており、池袋の悲惨な事故（平成26年6月に7人もの死傷者を出した）を繰り返さないためにも、

- 海外の薬物取締機関との危険ドラッグに関する情報の共有
- 未規制薬物の情報を収集、指定薬物への迅速な指定
- 水際（輸入）対策
- インターネット対策

などにより、引き続き取締りを強化していくことが必要であると考えている。